



長野県報

11月7日(月)
平成28年
(2016年)
第2823号

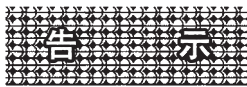
目次

告示

| | |
|---------------------------------------|---|
| 長野県収入証紙売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出(会計課)..... | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... | 1 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)..... | 2 |

公告

| | |
|---|---|
| 特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策課)..... | 2 |
| 争議行為を行う旨の通知の公表(労働雇用課)..... | 3 |
| 土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)..... | 3 |
| 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可(農村振興課)..... | 4 |
| 正誤(都市・まちづくり課)..... | 4 |



長野県告示第614号

長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第15条第1項の規定により、平成28年10月26日、次のとおり売りさばき人の氏名(名称)等の変更の届出がありました。

平成28年11月7日

長野県知事 阿部守一

| | 売りさばき人の氏名(名称) | 住所 | 売りさばき場所 |
|---|--|--------------|---|
| 新 | 安曇野市安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 | 安曇野市豊科4704-4 | 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 安曇野市豊科4704-4 |
| 旧 | 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 | 安曇野市豊科4932 | 安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 長野県安曇野市豊科4932 |

会計課

長野県伊那建設事務所告示第13号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年11月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年11月7日

長野県伊那建設事務所長 坂田浩一

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 153号
- 道路の区域

| 区間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|----------------------------------|-----|-------------|-----------|
| 伊那市福島447番地先から 伊那市福島446番の3地先まで | 旧 | 45.7~63.5 m | 0.0700 km |
| 伊那市上牧7181番地先から 同上 | 新 | 17.8~64.9 m | 2.4600 km |

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年11月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年11月7日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 阿南東栄線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|-------------|-----------|
| 下伊那郡阿南町新野3719番の66地先から 下伊那郡阿南町新野3719番の66地先まで | 旧 | 10.9~20.6 m | 0.2944 km |
| 同 上 | | 10.9~20.6 | 0.2944 |
| 下伊那郡阿南町新野3723番の4地先から 下伊那郡阿南町新野3719番の66地先まで | 新 | 7.4~60.4 | 0.7454 |

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 赤石岳公園線
 (3) 道路の区域

| 区 間 | 新旧別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|--|-----|------------|-----------|
| 下伊那郡大鹿村大河原2348番の1地先から 下伊那郡大鹿村大河原2348番の1地先まで | 旧 | 4.4~12.7 m | 0.0630 km |
| 同 上 | 新 | 8.2~13.9 | 0.0630 |

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年11月21日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

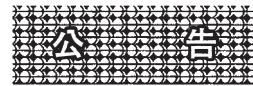
平成28年11月7日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

- 1(1) 路線名 151号
 (2) 供用を開始する区間
 下伊那郡阿南町新野3719番の208地先から
 下伊那郡阿南町新野3720番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年11月7日

- 2(1) 路線名 阿南東栄線
 (2) 供用を開始する区間
 下伊那郡阿南町新野3719番の66地先から
 下伊那郡阿南町新野3719番の66地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成28年11月7日

道路管理課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年11月7日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
 一般事務用パソコン1,282台、マイナンバー利用パソコン145台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
 入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
 平成29年3月1日から平成34年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
 入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法

1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することができません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/nyusatusankasikak>